

税制改正と電子帳簿保存法、 インボイス制度の概要について

令和5年10月1日からインボイス制度が開始され、さらに、令和6年の1月1日より電子帳簿保存法への対応が必要となりした。義務化されてから2年という猶予期間がありましたが、何をすればいいのかわからない事業者の方も多いのではないのでしょうか。本講習会では、茂原税務署の国税調査官を講師にお招きして、電子帳簿保存法とインボイス制度についての概要の解説をいたします。事業者の皆様ぜひご参加ください。

研修会カリキュラム

第1部 税制改正と電子帳簿保存法について

第2部 インボイス制度の概要について

講師

茂原税務署
法人課税第一部門国税調査官

江野 悠介 氏

日時

令和6年2月19日(月) 15:00 ~ 17:00

会場

一宮町商工会館 3階 (一宮町一宮3002-1 TEL:0475-42-3089)

受講料

無料

定員

30名 (先着申込順)

主催

(公社)茂原法人会一宮支部
一宮町商工会

TEL:0475-42-3089 / FAX:0475-42-5629

申込方法

下記申込書にご記入の上、**切り取らずにFAXまたは電話にてお申し込み下さい。**

『税務研修会』申込書(2月19日開催) お申込み先 FAX:0475-42-5629 (一宮町商工会)

事業所名		業種	
所在地		TEL FAX	
受講者名		メール アドレス	